

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1062 号（諮問第 1735 号）

件名：行政文書開示請求書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 2 月 25 日、同年 5 月 30 日、同年 6 月 20 日、同年 7 月 6 日、同年 8 月 10 日及び平成 29 年 4 月 24 日

2 原処分

平成 28 年 8 月 3 日、平成 29 年 3 月 9 日、同月 17 日、同年 9 月 8 日及び平成 30 年 3 月 8 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 8 月 5 日、平成 29 年 3 月 22 日、同月 23 日、同年 11 月 24 日、平成 30 年 4 月 5 日

4 諮問

令和 5 年 3 月 31 日

5 答申

令和 5 年 6 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）から分類 22 まで及び分類 27 の一部開示決定において別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたこと並びに別表 1 の 1 欄に掲げる請求 11 から同欄に掲げる請求 14 までの開示請求に対し、分類 23 から分類 26 までを特定したことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、分類1は行政文書開示請求書である。

分類2は行政文書開示請求書である。分類3は開示決定等通知書である。分類4は異議申立書である。分類5は審査会諮問通知書である。分類6はあいち多文化共生推進プラン2013-2017 関連事業一覧表(平成26年)等である。分類7は(公財)愛知県国際交流協会より届出のあった変更届出書等である。分類8は(公財)愛知県国際交流協会から提出された事業報告等に係る提出書である。分類9は就任承諾書である。分類10は平成27年度愛知県消費者行政推進会議の資料である。分類11は平成27年度に多文化共生推進室長が作成した復命書である。分類12は平成27年度の多文化共生推進室長の旅行命令簿である。分類13は平成26年度第1回防災のための愛知県ボランティア連絡会の資料等である。

分類14は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第56条の規定に基づき、(公財)愛知県国際交流協会の理事等における欠格事由の有無につき、愛知県警察本部長への照会を法務文書課長へ依頼する文書である。

分類15は発信簿である。分類16は保存文書目録である。分類17は特定の職員が作成した復命書である。分類18は行政文書開示請求取り下げ申出書である。分類19は行政文書開示請求書の補正の依頼文書である。分類20は行政文書開示請求書である。分類21は異議申立ての進捗状況をまとめた文書である。分類22は開示決定等通知書である。

分類23は審査請求に対する裁決等についての文書である。分類24は異議申立ての進捗状況をまとめた文書である。分類25は開示決定等の期限までの期間を延長する旨を通知した文書である。分類26は行政文書不開示決定処分に関する決裁文書である。

分類27は情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書の作成過程において照会された文書である。

実施機関は、別表2の1欄に掲げる部分を同表の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 請求1から請求10まで及び請求15に係る審査請求について

審査請求人は、請求1から請求10まで及び請求15に係る審査請求書において、条例第7条各号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

- (ア) 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人

を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

- (イ) 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類1及び分類2には個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号、分類3、分類5、分類15、分類19、分類21及び分類22には個人の氏名、分類4には個人の氏名、住所、年齢及び印影、分類6及び分類10には愛知県警察職員の氏名、分類7及び分類14には生年月日及び住所、分類8には住所及び給料手当の額、分類9には住所、分類12には職員番号、個人の住所地が分かる部分並びに出発地コード及び帰着地コードのうち自宅発着に係るもの、分類13には携帯電話番号、分類18には個人の氏名及び住所並びに分類20には個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されていることから、条例第7条第2号本文に該当する。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成12年愛知県規則第29号)第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書ハの適用を除外されているところ、分類6及び分類10の警察職員の氏名については、公務員であるが警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名であるため、同号ただし書ハに該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

- (ア) 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるも

のが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によれば、分類12において不開示とした出発地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るものは、総務事務システムを開発した法人のノウハウに係る情報であるとのことである。

また、分類13には団体の印影、分類20には法律事務所の印影、分類22には条例の規定により行政文書開示請求書を提出した法人の名称及び職氏名が記載されているとのことである。

さらに、分類15及び分類16において不開示とした法人名は、図書類等の自動販売機に係る届出等に関し、県と係争中である法人の名称が記載されており、公にすることにより、当該法人の社会的価値の低下を招くおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されていた。これらの情報は、当該法人等の事業活動情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第3号イに該当する。

ウ 条例第7条第4号該当性について

- (イ) 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第4号該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によれば、分類11において不開示とした警察庁職員の氏名は、公になれば、それを手掛かりに、犯罪等を企図する者が、何らかの有益な情報を得ようと、あるいは都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害するために接近、懐柔しようとするものが考えられ、当該職員がこれを拒絶すれば、本人への攻撃はもちろん、家族への攻撃や報復も予想されることから、ひいては警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性があるとのことである。

当審査会において分類11において不開示とした部分について検討したところ、この情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

よって、警察庁職員の氏名は、条例第7条第4号に該当する。

エ 条例第7条第5号該当性について

- (ア) 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第7条第5号該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によると、分類11において不開示としたヒヤリングの内容が分かる部分は、県の機関及び国等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であり、未成熟な情報であるとのことである。

当審査会において分類11において不開示とした部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、この情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることが認められる。

よって、ヒヤリングの内容が分かる部分は、条例第7条第5号に該当する。

オ 条例第7条第6号該当性について

- (ア) 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

- (イ) 実施機関によれば、分類16において不開示としたバージョン情報は、

県が行う情報資産の管理事務に関する情報であり、仮に公にした場合、外部から県情報通信ネットワーク環境に不正に接続できてしまう危険性が高まり、県の情報資産の管理に支障が生じるおそれがあるとのことである。

また、分類 17 において不開示とした内閣府職員の個人メールアドレスは、一般に公にされているものではなく、これを公にすることで、当該職員の担当事務とは無関係な問い合わせや意見等が寄せられるなど、適切な問合せ窓口の利用が損なわれるおそれや当該職員の職務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

さらに、分類 27 において不開示とした運用状況は、報告書の原稿を作成する以前に開示請求の各種情報を確定させるための資料であって、流動的で未整理なものであり、また、公開になじまない表現を含んでいることから、本件行政文書を公にすると、記載されている情報が報告書の最終的な情報であると県民に誤解され、情報公開制度及び個人情報保護制度において様々な支障や混乱を招くおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するおりの内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、県又は国の適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 請求 11 から請求 14 までに係る審査請求について

審査請求人は、請求 11 から請求 14 までに係る審査請求書において「開示請求に係る行政文書の特定に誤りがある。対象となる行政文書の処分がなされていない。」と主張していることから、請求 11 から請求 14 までについて実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討する。

ア 請求 11 及び請求 12 に係る行政文書の特定について

当審査会において分類 23 の内容を確認したところ、開示請求書に記載されている裁決書の決裁文書であることから、請求内容に合致する文書であると認められる。

イ 請求 13 に係る行政文書の特定について

実施機関によれば、分類 24 は、開示請求者の氏名、請求内容及び愛知県情報公開審査会への諮問の時期等、異議申立ての進捗状況をまとめた文書であるとのことである。

当審査会において分類 24 の内容を確認したところ、実施機関が行った決定処分に対する異議申立てについて取りまとめた文書であり、当審査会に諮問した時期や当審査会の依頼に基づき実施機関の職員が当審査会に対し説明を行った時期等事務の進捗が記載されていることから、請求内容に合致する文書であると認められる。

ウ 請求 14 に係る行政文書の特定について

実施機関によれば、請求 14 の開示請求書に記載の文書について不存在を理由とする行政文書不開示決定処分に関して作成した分類 25 及び分類 26 は、請求内容に合致する文書であるとのことである。

当審査会において分類 25 及び分類 26 の内容を確認したところ、分類 25 は請求 14 の開示請求書に記載の文書について開示決定等の期限までの期間を延長することを何う決裁文書であり、また、分類 26 は請求 14 の開示請求書に記載の文書について行政文書不開示決定処分をすることを何う決裁文書であり、いずれも起案日や施行日等処分の経過が分かることから請求内容に合致する文書であると認められる。

エ 分類 23 から分類 26 までの行政文書以外の請求対象文書の存否について

実施機関によれば、念のため、課室内において、請求 11 から請求 14 までのそれぞれの請求内容に合致する文書を探索したが、分類 23 から分類 26 までの行政文書のほかには存在しなかったとのことであり、その主張に特段不自然、不合理な点はなく、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(5) 実施機関のその他の主張について

ア 分類 6 及び分類 10 において不開示とした愛知県警察職員の氏名は、条例第 7 条第 2 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 4 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

イ 分類 11 において不開示とした警察庁職員の氏名は、条例第 7 条第 4 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

ウ 分類 17 において不開示とした内閣府職員の個人メールアドレスは、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

エ 分類 27 において不開示とした運用状況は、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号及び第 3 号イ該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 社会活動推進課に対する開示請求 開示請求人との補正に係る記録 (H26 年度～H28 年度)	分類 1	行政文書開示請求書 (平成 28 年 2 月 5 日) (受付番号 2774)	平成 28 年 8 月 3 日付け 28 社活第 1076 号	平成 28 年 8 月 5 日
請求 2 多文化共生推進室に対する開示請求 H26 年度 H27 年度 開示請求書 補正依頼文書 異議申立書 諮問通知書 延長通知書 開示決定等の対象となった文書	分類 2	行政文書開示請求書 (平成 26 年 11 月 5 日) (受付番号 1764) ほか	平成 29 年 3 月 17 日付け 28 社活第 2692-2 号	平成 29 年 3 月 22 日
	分類 3	行政文書開示決定通知書 (平成 26 年 12 月 24 日付け 26 国際第 506 号) ほか		
	分類 4	異議申立書 (平成 26 年 11 月 17 日付け 26 国際第 415 号に対するもの) ほか		
	分類 5	審査会諮問通知書 (平成 27 年 3 月 9 日付け 26 国際第 498-3 号) ほか		
	分類 6	あいち多文化共生推進プラン 2013-2017 関連事業一覧表 (平成 26 年) ほか		
	分類 7	変更届出書 (平成 26 年 5 月 1 日) ほか		
	分類 8	事業報告等に係る提出書 (平成 26 年 6 月 29 日)		
	分類 9	就任承諾書		
	分類 10	平成 27 年度愛知県消費者行政推進会議 (平成 27 年 5 月 20 日)		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
	分類 11	復命書（平成 27 年 9 月 4 日） ほか		
	分類 12	旅行命令簿（室長分）		
	分類 13	平成 26 年度第 1 回防災のための 愛知県ボランティア連絡会 （平成 26 年 5 月 15 日）ほか		
請求 3 多文化共生推進室に対する 開示請求 H27 年度 法務文書課へ発出した文書	分類 14	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に関する協力依頼について（依頼）（平成 27 年 5 月 28 日付け 27 社活第 436 号）ほか	平成 29 年 3 月 17 日付け 28 社活第 2691-2 号	平成 29 年 3 月 22 日
請求 4 社会活動推進課に対する開示請求 メールにより入手した文書 メールにより発出した文書（メールの表題の部分でも可）（H26 年度～H28 年度）	分類 15	平成 26 年度 発信簿ほか	平成 29 年 3 月 9 日付け 28 社活第 2682 号	平成 29 年 3 月 23 日
請求 5 社会活動推進課に対する開示請求 保存文書目録（H24 年度 H25 年度、H26 年度、H27	分類 16	平成 24 年度保存文書目録（文書一覧）ほか		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示 決定	4 審査請 求年月日
年度)				
請求 6 社会活動推進 課に対する開 示請求 開示理由説明 書の起案文書 起案文書を作 成した者の復 命書、会議研 修会で入手し た文書	分 類 17	平成 27 年 2 月 26 日付け「平 成 26 年度都道府県・指定都市 青少年行政主管課長等会議 (第 2 回) 復命書		
請求 7 社会活動推進 課に対する開 示請求 開示請求人に 情報提供した 文書 (H26 年 度～H27 年 度)	分 類 18	平成 27 年 1 月 26 日付け行政 文書開示請求取り下げ申出書 (平成 26 年 7 月 31 日請求分) ほか		
請求 8 社会活動推進 課に対する開 示請求 開示請求人と の補正に係る 記録 (H26 年 度～H28 年 度)	分 類 19 分 類 20	平成 27 年 1 月 16 日付け 26 社 活第 2280 号行政文書開示請 求書の補正について (依頼) ほか 行政文書開示請求書 (平成 28 年 2 月 5 日) (受付番号 2774) ほか		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 9 社会活動推進課に対する開示請求 開示請求に係る異議申立の処理状況がわかる文書（答申がないもの分）（現在管理しているもの）	分類 21	異議申立て進捗状況（平成 28 年 5 月末現在）		
請求 10 社会活動推進課に対する開示請求 行政文書開示請求に係る文書一式（補正依頼文書 開示決定等の通知文書、取り下げ書）（H26 年度～H28 年度）	分類 22	平成 26 年 4 月 14 日付け 26 社活第 93 号「行政文書不開示決定通知書」ほか		
行政文書開示請求に係る文書一式（補正	分類 18	平成 27 年 1 月 26 日付け「行政文書開示請求取り下げ申出書（平成 26 年 7 月 31 日付け請求分）」ほか		
依頼文書 開示決定等の通知文書、取り下げ書）（H26 年度～H28 年度）	分類 19	平成 26 年 9 月 12 日付け 26 社活第 1640 号「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」ほか		
請求 11 社会活動推進課に対する開示請求 審査請求の利益が存在する期限内に審査会に諮問しなかった理由、法的根拠がわかる文書 （28 社活第	分類 23	行政文書の開示決定等をする期間の特例通知に係る審査請求に対する裁決等について（平成 29 年 3 月 22 日起案）	平成 30 年 3 月 8 日付け 29 社活第 2355 号	平成 30 年 4 月 5 日

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
2786号による裁決書に関するもの)				
請求12 社会活動推進課に対する開示請求 審査請求の利益が存在すると判断した時期がわかる文書(28社活第2786号による裁決書に関するもの)	分類 23	行政文書の開示決定等をする期間の特例通知に係る審査請求に対する裁決等について(平成29年3月22日起案)		
請求13 社会活動推進課に対する開示請求 審査請求に対する処理状況がわかる文書	分類 24	異議申立て進捗状況(平成29年3月23日現在)		
請求14 社会活動推進課に対する開示請求 別紙に記載の文書を存在しないとする処分をした経過がわかる文書	分類 25	行政文書の開示請求に係る開示決定期間の特例延長について(平成28年7月20日起案)ほか		
	分類 26	行政文書の開示請求について(平成29年3月3日起案)		
請求15 社会活動推進	分類	平成27年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状	平成29年9月8日付け29社	平成29年11月24日

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示 決定	4 審査請 求年月日
課に対する開 示請求 H27年度、H 28年度 県民総務課か ら入手した文 書	27	況について（照会）（平成28 年5月30日付け28県総号外） ほか	活第1108号	

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類1及び分類2	<p>個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類3、分類5、分類19、分類21及び分類24から分類26まで	<p>個人の氏名</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されているため</p>
分類4	<p>個人の氏名、住所、年齢及び印影</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類6及び分類10	<p>警察職員の氏名</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されているため</p> <p>条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類7及び分類14	<p>生年月日及び住所</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類8	<p>住所及び給料手当の額</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 9	<p>住所</p> <p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類 11	<p>警察庁職員 の氏名</p> <p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	<p>ヒヤリングの 内容がわか る部分</p> <p>条例第 7 条第 5 号に該当 県の機関及び国等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 12	<p>職員番号、個 人の住所地 が分かる部 分</p> <p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>
	<p>出発地コー ド、帰着地コ ード</p> <p>条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p>条例第 7 条第 3 号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 13	<p data-bbox="363 324 561 409">携帯電話番号</p> <p data-bbox="584 324 1382 548">条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p data-bbox="363 555 561 595">団体の印影</p> <p data-bbox="584 555 1382 680">条例第 7 条第 3 号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p>
分類 15	<p data-bbox="363 698 561 828">個人の氏名</p> <p data-bbox="584 698 1382 828">条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されているため</p> <p data-bbox="363 835 561 875">法人名</p> <p data-bbox="584 835 1382 960">条例第 7 条第 3 号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p>
分類 16	<p data-bbox="363 978 561 1108">法人名</p> <p data-bbox="584 978 1382 1108">条例第 7 条第 3 号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p> <p data-bbox="363 1115 561 1245">バージョン情報</p> <p data-bbox="584 1115 1382 1292">条例第 7 条第 6 号に該当 県の機関が行う情報資産の管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 17	<p data-bbox="363 1310 561 1440">内閣府職員 の個人メー ルアドレス</p> <p data-bbox="584 1310 1382 1534">条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p data-bbox="584 1585 1382 1715">条例第 7 条第 6 号に該当 国の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
分類 18	<p data-bbox="363 1724 561 1809">個人の氏名 及び住所</p> <p data-bbox="584 1724 1382 1944">条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 20	<p data-bbox="359 324 571 548">個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号</p> <p data-bbox="359 557 571 734">弁護士の印影</p> <p data-bbox="577 324 1388 548">条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p data-bbox="577 557 1388 734">条例第7条第3号イに該当 個人事業主に関する情報であって、公にすることにより、当該個人事業主の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p>
分類 22	<p data-bbox="359 743 571 967">個人の氏名</p> <p data-bbox="359 976 571 1106">法人名及び職氏名</p> <p data-bbox="577 743 1388 967">条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p data-bbox="577 976 1388 1106">条例第7条第3号イに該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p>
分類 23	<p data-bbox="359 1115 571 1339">個人の氏名、郵便番号、住所及び印影</p> <p data-bbox="577 1115 1388 1339">条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類 27	<p data-bbox="577 1348 1388 1572">条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p data-bbox="577 1617 1388 1751">条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を侵害するおそれがあるため</p> <p data-bbox="577 1796 1388 1971">条例第7条第6号に該当 県の機関が行う情報公開制度・個人情報保護制度事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>